



# 山形県公報

平成18年8月8日(火)  
第1765号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

|                   |                   |      |
|-------------------|-------------------|------|
| 土地改良事業施行の認可.....  | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 1115 |
| 同 .....           | (同) ...           | 同    |
| 都市計画事業の変更の認可..... | (都市計画課) ...       | 同    |
| 県道の供用の開始.....     | (村山総合支庁建設総務課) ... | 1116 |
| 道路の区域の変更.....     | (最上総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同 .....           | (同) ...           | 同    |
| 県道の供用の開始.....     | (同) ...           | 1117 |

### 公告

|                                    |                   |      |
|------------------------------------|-------------------|------|
| 平成18年度2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...        | 同    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....            | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同 .....                            | (最上総合支庁企画振興課) ... | 1118 |
| 同 .....                            | (同) ...           | 同    |
| 同 .....                            | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 1119 |

## 告示

### 山形県告示第783号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
月光川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成18年7月27日

### 山形県告示第784号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
今野川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成18年7月27日

### 山形県告示第785号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

山 形 市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業

(2) 名 称 山形市公共下水道(単独公共下水道)

3 変更内容

(1) 収用の部分

昭和45年 9月山形県告示第1076号、昭和49年 6月山形県告示第775号、昭和51年 1月山形県告示第63号、昭和52年 8月山形県告示第1450号、昭和58年10月山形県告示第1608号、昭和63年 5月山形県告示第662号、平成 3年 4月山形県告示第527号、平成 7年 6月山形県告示第1071号、平成13年 3月山形県告示第252号、平成16年12月山形県告示第1668号、平成18年 3月山形県告示第244号の事業地のうち、山形市流通センター一丁目全てを削る。

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

昭和36年12月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年 8月 8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年 8月 8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 山形天童線

2 供用開始の区間 山形市落合町字千歳 8番 2 から  
同 485番 3 まで

3 供用開始の期日 平成18年 8月10日

山形県告示第787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年 8月 8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年 8月 8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 瀬見新庄線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|----------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 新庄市上金沢町3094番から<br>同 大字鳥越字新町後1002番 9 まで | 旧    | 102.0メートル<br>↓<br>35.0 | メートル<br>185 |
| 新庄市上金沢町3094番から<br>同 金沢字元屋敷2296番 2 まで   | 新    | 37.0メートル<br>↓<br>22.0  | メートル<br>97  |

山形県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年 8月 8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年 8月 8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 新庄戸沢線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------------|---|------|----------|---------|
| 新庄市大字鳥越字新町後1005番47から |   | 旧    | 41.5メートル | 200メートル |
| 同 金沢字金沢町2490番まで      |   |      | 12.5     |         |
| 同                    | 上 | 新    | 35.8メートル | 同上      |
|                      |   |      | 12.5     |         |

## 山形県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年8月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字鳥越字新町後1005番47から  
同 金沢字金沢町2490番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年8月8日

## 公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集期間等

| 募集種目及び募集人員                 | 募集期間                   | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称         | 採用時期         |
|----------------------------|------------------------|---------------|------------------------------|--------|----------------|--------------|
| 2等海士(男子若干名)<br>2等空士(男子若干名) | 平成18年8月8日から<br>同月30日まで | 平成18年<br>9月2日 | 筆記試験<br>適性試験<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊<br>神町駐屯地 | 平成18年<br>10月 |

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話023(622)0711)市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 のびのび会

## (2) 代表者の氏名

藤井 俱子

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市小荷駄町8番34号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ利用者並びにその家族を対象に心身の状態や環境に応じた福祉サービスを提供し、安心して生甲斐のある生活ができる豊かで住みよい福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 やすらぎ福祉サービス

## (2) 代表者の氏名

高橋 淳

## (3) 主たる事務所の所在地

最上郡鮭川村大字京塚951番地の5

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者、障害者を問わず全ての人々に対して、福祉活動を通じて快適で健全な生活を営むための支援活動及び支援事業を行い、健康推進活動及び学習活動を中心に企画・実践し活気ある明るい生活の確立と地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 ヒマワリ企画

## (2) 代表者の氏名

高橋 秀則

## (3) 主たる事務所の所在地

最上郡真室川町大字及位533番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、無人ラジコンヘリコプターによる空中防除作業の実施・普及を図り自然環境への負担の少ない農業を実現し、また、高齢農業従事者の負担を軽減することにより休耕地の増加を防ぎ、もって農村集落の環境保全と集落営農の維持に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年8月8日

山形県知事 齋藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人いこいの里

(2) 代表者の氏名

伊藤 健一

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字玉庭向原1-8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域が抱える過疎、豪雪、少子化、高齢化等に関する支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成18年8月8日印刷  
平成18年8月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056